

住宅や空き家に関する相談窓口を開設しています



■ 住宅相談窓口

- ▶日時 6・8・10・12・令和8年2月の第3木曜日
13:00～16:00(実施日の1週間前までに要申し込み)
 - ▶場所 市役所2階204相談室など
 - ▶相談内容*
 - 住まいの新築・改築・リフォームなどの基礎的な相談
 - 耐震診断・耐震改修に関する基礎的な相談
 - 住まいのバリアフリーに関する相談
 - その他の住まいに関する法律・制度・整備の相談
- ※紛争・訴訟などのトラブル相談や、契約などの民法に関する相談は対象外です。
- ▶対象 市内在住または市内に土地・家屋を有する人
 - ▶定員 3人/日(先着順)
 - ▶費用 無料
 - ▶申込方法 事前に相談内容を確認し、申込書を下記窓口へ
- 申・問** 営繕課 (☎42-9111内線3171・3172)

■ 空き家の相談窓口

適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家は年々増加し、景観の悪化や倒壊の危険など大きな社会問題となっています。管理を怠り、所有する土地や建物が原因で近隣の家屋や通行人に被害を与えた場合、その所有者や管理者(相続人)は多額の損害賠償責任を負ったり、住宅用地の特例が解除されて、固定資産税が上がったりすることもあります。

空き家に関する相談窓口や補助制度を設けていますので、まずは相談してください。

空き家ワンストップ相談窓口

- ▶受付場所 NPO法人空き家コンシェルジュ桜井事務所(相談窓口業務受託者)(大字栗殿1029-5吉本ビル2階、☎45-5210)
 - ▶受付時間* 9:00～17:00(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
- ※水曜日は事前予約制(電話相談は、檀原事務所(☎35-6211)で可)
- 問** 住宅課 (☎42-9111内線3164)

後期高齢者の皆さんへ

健康診査・^{こうくう}口腔健診(お口の健康診査)を受診しませんか

自身の健康状態を知ることが病気の早期発見・重症化予防につながります。自らの健康を守るために健康診査・^{こうくう}口腔健診(お口の健康診査)を受けましょう。

■ 健康診査

- ▶期間 6月1日①～令和8年1月31日②
 - ▶場所 県内の実施医療機関(市内の実施医療機関は、受診券に同封しています)
 - ▶健診内容 問診・身体計測・身体診察・尿検査・血液検査・貧血検査・心電図・眼底検査(該当者のみ)
 - ▶対象*¹ 奈良県後期高齢者医療に加入している人
- ※1 以下の全てに当てはまり受診を希望する人は、右記まで問い合わせてください。
- 6か月以上継続して入院していない人・施設に入所していない人・他で健康診査の受診機会がない人
- ▶費用 500円
 - ▶持ち物 受診券(空色)*²、質問票、マイナ保険証・被保険者証または資格確認書
- ※2 受診券は5月下旬に送付しています(4月1日～10月31日の間に75歳になる人には、誕生月の2か月後に送付します)。

【注意事項】

- 11月1日以降に75歳になる人は、加入している健康保険の特定健診を誕生日までに受けてください。
- 医療機関を受診中の人は、主治医に相談してください。

問 保険医療課医療係
(☎42-9111内線2772・2773)

■ ^{こうくう}口腔健診(お口の健康診査)

- ▶期間 6月1日①～11月30日②
 - ▶健診内容 問診・^{こうくう}口腔内診査・^{こうくう}口腔機能診査
 - ▶対象 当該年度の4月1日時点で満75・80・85歳の人
 - ▶費用 無料
 - ▶持ち物 健診券(はがき)*、マイナ保険証・被保険者証または資格確認書
- ※健診券(はがき)は5月下旬に送付しています。
- 実施医療機関など、詳細は下記へ。
- 問** 奈良県後期高齢者医療広域連合(☎29-8430)